

静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第49号

静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部を改正する条例

静岡県民の歯や口の健康づくり条例（平成21年静岡県条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第1条 この条例は、歯や口の機能が全身の健康を<u>維持増進する</u>うえで重要な役割を果たしていることに<u>かんがみ</u>、本県の歯や口の健康づくりについての基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯や口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康の増進に寄与することを目的とする。 （基本理念） 第2条 歯や口の健康を<u>保持</u>するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、歯や口の健康づくりに関する施策は、生涯にわたる歯や口の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進しつつ、<u>保健医療、公衆衛生、社会福祉</u>その他の関連施策との有機的な連携を図り、講ぜられなければならない。 （市町への支援等） 第5条 県は、市町が歯や口の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は住民が<u>参加</u>し8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯や口の健康づくりを進める運動	（目的） 第1条 この条例は、歯や口の機能が全身の健康を<u>保持増進し、健康寿命を延伸する</u>うえで重要な役割を果たしていることに<u>鑑み</u>、<u>歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）の趣旨を踏まえ</u>、本県の歯や口の健康づくりについての基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯や口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康の増進に寄与することを目的とする。 （基本理念） 第2条 歯や口の健康を<u>保持増進</u>するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、歯や口の健康づくりに関する施策は、生涯にわたる歯や口の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進しつつ、<u>保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育</u>その他の関連施策との有機的な連携を図り、<u>総合的かつ効果的に</u>講ぜられなければならない。 （市町への支援等） 第5条 県は、市町が歯や口の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は住民が<u>参画</u>し8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯や口の健康づくりを進める運動

をいう。以下同じ。)を推進する市町単位の組織を設置しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的又は技術的な支援を行うものとする。

(保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割)

第6条 保健、医療、福祉、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、県民の歯や口の健康づくりの推進並びにそれぞれの者が行う歯や口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、歯や口の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるとともに、自らの歯や口の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 県は、県民の歯や口の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 生涯にわたり歯や口の健康づくりについての関心と理解を深め、自主的な努力を促進するため、8020運動を推進し、及び8020

をいう。以下同じ。)、オーラルフレイル予防(歯や口に関するさまざまな機能の軽微な衰えを予防することをいう。以下同じ。)等の歯や口の健康づくりを推進する市町単位の組織を設置しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的又は技術的な支援を行うものとする。

(保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に関係する者の役割)

第6条 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に関係する者は、基本理念にのっとり、県民の歯や口の健康づくりの推進並びにそれぞれの者が行う歯や口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、歯や口の健康づくりに関する知識及び理解を深め、生涯にわたり自らの歯や口の健康づくりに積極的に取り組むとともに、定期的な歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。)を受けるよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 県は、県民の生涯を通じた継続的で切れ目のない、歯や口の健康づくりを推進するため、ライフステージ(胎児期、乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。)ごとの歯や口とそれらの機能の状態及び歯科疾患の特性や、ライフコースアプローチ(胎児期から高齢期に至るまで人の生涯を経時的に捉えた健康づくりをいう。)の観点を踏まえ、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 生涯にわたり歯や口の健康づくりについての関心と理解を深め、自主的な努力を促進するため、8020運動、オーラルフレイル

推進員（歯や口の健康づくりに関する研修を受講し、地域において啓発活動を行う者をいう。）を養成すること。

(2) 最もむし歯になりやすい幼児期及び学齢期において、科学的根拠に基づくむし歯予防対策を推進すること。

(3) 歯を失う大きな原因である歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医師等専門家との連携により、歯周病予防対策を推進すること。

(4)・(5) （略）

(6) その他歯や口の健康づくりに必要な調査研究及び施策を推進すること。

2 （略）

3 県は、第1項各号に掲げる基本的施策を効果的に実施するため、おおむね5年ごとに県民歯科疾患実態調査（県民の歯科疾患の実態についての調査をいう。）を行うものとする。

（県歯科保健計画）

第10条 （略）

予防等の歯や口の健康づくりを推進するとともに、歯や口の健康推進員（歯や口の健康づくりに関する研修を受講し、地域において啓発活動を行う者をいう。）を養成すること。

(2) フッ化物応用（むし歯の予防作用があるフッ化物を歯面等に適切に作用させることをいう。）等の科学的根拠に基づくむし歯予防対策を推進すること。

(3) 歯を失う大きな原因である歯周病の予防のため、乳幼児期、少年期及び青年期において必要な措置を講ずるとともに、罹患率が高まる壮年期以降において、歯科医師等専門家との連携により、歯周病予防対策を推進すること。

(4)・(5) （略）

(6) 歯や口の健康づくりに必要な知識の普及啓発に関する取組を推進すること。

(7) 生涯にわたる定期的な歯科に係る検診の受診を推進すること。

(8) オーラルフレイル予防などの生涯を通じた口腔機能の獲得、維持又は向上に関する取組を推進すること。

(9) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に関係する者と連携して、歯や口の健康づくりを推進するための体制を整備すること。

(10) その他歯や口の健康づくりに必要な調査研究及び施策を推進すること。

2 （略）

3 県は、第1項各号に掲げる基本的施策を効果的に実施するため、必要な調査を行うものとする。

（県歯科保健計画）

第10条 （略）

2 (略) 3 知事は、県歯科保健計画を定めるに当たっては、<u>あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県8020推進住民会議の意見を聴かなければならない。</u> 4 (略) 5 知事は、<u>歯や口の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに県歯科保健計画を見直すものとする。</u> 6 第3項及び第4項の規定は、県歯科保健計画の変更について準用する。 (静岡県8020推進住民会議) 第11条 県は、県歯科保健計画の推進を図るため、<u>静岡県8020推進住民会議（住民が参加し8020運動を推進する県単位の組織をいう。以下「県民会議」という。）を設置する。</u> 2 <u>県民会議</u>は、次に掲げる事項を処理する。 (1) 県歯科保健計画に関し、<u>第10条第3項に規定する意見を述べること。</u> (2) 知事の諮問に応じ、<u>基本的かつ総合的な歯や口の健康づくりに関する施策について、知事に意見を述べること。</u> (3) <u>県の歯や口の健康づくりに関する施策の実施状況について評価すること。</u> 3 前項に定めるもののほか、<u>県民会議</u>に関し必要な事項は、別に定める。	2 (略) 3 知事は、県歯科保健計画を定めるに当たっては、<u>広く県民の意見を聴くことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。</u> 4 (略) 5 第3項及び前項の規定は、県歯科保健計画の変更について準用する。 (<u>県単位の組織の設置</u>) 第11条 県は、県歯科保健計画の推進を図るため、<u>県民が参画し8020運動、オーラルフレイル予防等の歯や口の健康づくりを推進する県単位の組織を設置する。</u> 2 前項に規定する<u>県単位の組織</u>は、次に掲げる事項を処理する。 (1) 県歯科保健計画に関し、<u>必要に応じて意見を述べること。</u> (2) <u>歯や口の健康づくりに関する課題について協議を行うこと。</u> 3 前項に定めるもののほか、<u>第1項に規定する県単位の組織</u>に関し必要な事項は、別に定める。
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。